

## 東北地方太平洋沖地震による災害復旧に関する決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、かつて経験したことのない強い強震と大津波により、本県においても沿岸部を中心に一人を越える死傷者が予測されるなど、未曾有の死者・行方不明者、負傷者を出し、家屋・道路・鉄道などの地域社会基盤を一瞬にして壊滅させ、本県を含む東北地方太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらした。県民生活はもとより、地域産業に深刻な影響を与えている。

本県議会は、不幸にして犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者各位に心からお見舞い申し上げるものである。

国においては、不足している被災者への食料や水、生活関連物資などの救済支援を迅速かつ的確に行うとともに、被災地の早期復旧・復興に向け、総力を結集して万全の対策を講ずるよう強く強く望むものである。

また、本県議会は、宮城県民一人一人が、不屈の精神でこの耐え難き困難を克服し、郷土再建に立ち向かうことをともに誓い合うとともに、県民各位の理解と協力のもと、被災者の救済と災害からの復興に最善の努力を傾注し、一日も早い県民生活の安定に取組むことを表明する。

右、決議する。

平成23年3月15日

宮 城 県 議 会

## 東日本大震災の被災地での救助・救援等支援活動に感謝する決議

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、これまでで経験したことのない強い強震と大津波をもたらした。多くの尊い命を奪い、また、ライフラインや交通、通信手段の途絶、市町村を初め行政機能や防災機能の崩壊など、想像を絶する壊滅的な被害が発生させた。

このような状況の中で、陸上自衛隊東北方面隊を中核とした自衛隊を初め、消防の緊急消防援助隊や警察の広域緊急援助隊、海上保安庁、DMA T等の医療関係者の方々には、発災直後いち早く被災地に入り、人命の救助や行方不明者の捜索、遺体の収容、負傷者の救急搬送、道路啓開、被災者の生活支援など、困難な作業に挺身された。

また、被災市町の行政機能等の回復に向けた全国の自治体からの職員の派遣を初めとした数多くの支援や在日米陸軍による瓦れきの撤去等の救援活動、国内外の多くのボランティアの方々による被災者のための支援活動などを行っていただいた。

これらの数多くの心温まる御支援や人々の絆が、何もかも失い、失意の底に沈んでいた我々宮城県民に勇気と希望を与え、復旧・復興に向け動き出すことができた。

本県議会は、日本全国、そして世界各国からいただいた多くの御支援と善意に対して、深甚なる敬意と感謝の意を表明するものである。

右、決議する。

平成23年10月18日

宮 城 県 議 会

# ○ 決議（震災に係る主なもの）

## 東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼と復興に関する決議

未曾有の大災害をもたらした「東日本大震災」の発生から7カ月の時が流れた今なお、その被害の全容も明らかにならず、被災地域は未だ大震災の大きなつめ跡が色濃く残り、困難な状況が続いている現状にある。

また、本県の死者数も増え続け、10月11日現在で、9,488人に達し、行方不明者も2,082人となっている。

本県議会は、ここに、犠牲となられた多くの方々とその御遺族に対し、改めて、深く哀悼の意を表するとともに、謹んで御霊が安らかに眠られることをお祈りするものである。

本県では、県民一人一人が、犠牲となられた方々への思いを胸に、氣力を奮い立たせ、郷土の再建に向けて、一歩一歩力強く歩みを進めているところである。

今後、県及び市町村の復興計画のもとで、復旧・復興に向けた取り組みを本格化させていくものであるが、本県議会としても、不幸にして犠牲となられた方々も願うであろう地域の早期の復興に、総力を結集し取り組み、必ずや宮城の復興を成し遂げることをここに誓う。

右、決議する。

平成23年10月18日

宮 城 県 議 会

## 「いのちを守る森の防潮堤」実現に向けた決議

東日本大震災は、人知の予測をはるかに超えた大自然の猛威を見せつけ、とりわけ巨大大津波は、沿岸部に壊滅的被害をもたらし、おびただしい数の人命と財産のみ込む事態となった。

この未曾有の大災害を教訓に、私たちはこれまでの津波対策のあり方を根底から見直し、600年後、1000年後の未来に向けて、万全の安全安心な津波対策を構築する責任が、今問われている。

さて、世界的な植物生態学者として著名な宮脇昭氏は、膨大な瓦れきと土を使って沿岸部に築山を築き、そこに東北地方に植生する広葉樹等を植栽することによって、津波に対し強靱な森の防潮堤を築くという「いのちを守る森の防潮堤」構想を提唱している。

コンクリート製防潮堤をハード防潮堤とすれば、森の防潮堤はソフト防潮堤に位置づけられる。この「いのちを守る森の防潮堤」は、植物自身の成長力によって密生した森をつくり上げていくため、維持管理費がかからず、永続的な耐久力があり、かつ自然との共生の観点から見ても、県土の自然景観の保全や二酸化炭素削減など環境・観光画面での寄与もはかり知れない。そして何よりもうとうとい命を奪われた方々の鎮魂の森、慰霊の森としての役割も期待されている。

これまで、宮城県議会では、超党派による「いのちを守る森の防潮堤」推進議員連盟を設立し、県議会を挙げて活動を展開してきた。

もとより、被災地の膨大な災害廃棄物の迅速な処理のため、広域処理が進められているが、構想実現を図るためには、瓦れき処理上の法規制の緩和をはじめ、一定の条件のもとで埋め立てが認められるようになった流木・倒木等の丸太類の量的確保、木質類埋め立て場所の安全性についての科学的知見に基づく検証、海岸堤防と森の防潮堤の機能補完を図るためのハイブリッド工法などの新しい工法の確立、復興交付金等による事業費の制度化など、広範囲に解決しなければならぬ課題が山積している。

よって、本県議会は、県当局に対し、自然の猛威を自然の力で減災する森の防潮堤構想実現に向け、国や市町との協議調整を積極的に取り組むよう、強く要望する。

右、決議する。

平成24年7月6日

宮 城 県 議 会

## 住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設についての決議

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う大津波により、我が県の沿岸地域は壊滅的な被害を被った。

昨年9月、国の中央防災会議は、将来にわたっての津波対策としての災害復旧事業による海岸防潮堤の建設を決定し、設計高などの建設計画を各自治体に示した。県民の命と財産を守る海岸防潮堤の建設は、極めて重要であり、速やかな事業の促進を図るべきである。

一方で、本県議会は、津波に対する多様な防御策を検討するために、「いのちを守る森の防潮堤推進議員連盟」を全会一致で設立し、県に対して「いのちを守る森の防潮堤」の建設を提案して、県の積極的な取り組みを求めているが、県は、コンクリート製海岸防潮堤の建設による津波対策に専念する方針を変えていない。特に三陸沿岸部では、最大14.7メートル設計高の巨大海岸防潮堤の建設計画が示され、気仙沼市など一部の海岸・漁港区域等では被災住民の多くが設計高の変更などを望んでいるが、県との交渉は進展が見られない状況にある。

そもそも海岸防潮堤は、地域住民との合意をもとに建設されるべきものと考えて、それぞれ地域の地形や地勢、市街地・漁村などの背後地の状況によって、形状、位置及び高さなどを決めるべきものであり、同じ津波被災県である岩手県は、そのような柔軟な対応を行っている。しかし、本県は、どの地域も一切設計高を変えないという姿勢を貫いており、極めて硬直的と言わざるを得ない。

海岸防潮堤の建設に当たっては、自然環境や歴史的景観を保全しつつ、防災機能と漁港機能の両立を図り、そこで暮らす人々の生活空間を大切にし、海と共に生きたいと願う地域住民の切実な声に真摯にこたえるべきである。

よって、本県議会は、県当局に対し、住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設を強く要望する。  
右、決議する。

平成24年10月11日

宮 城 県 議 会

## 国による放射性物質を含む汚染水対策の徹底強化を求める決議

東京電力福島第一原子力発電所における事故に関して、本県議会は、平成25年6月定例会において、放射性物質を含む汚染水対策の徹底を求める意見書を議決したところである。

しかしながら、その後も、汚染水を保管するタンクから高濃度の放射性物質を含む大量の汚染水が漏れ出すなど、事態は一向に収束に向かっていない。

このような状況は、風評被害の拡大はもとより、海産物の放射能汚染を拡大させるおそれがあり、水産業を基幹産業とする本県においては、断じて容認することができない。

相次ぐ汚染水漏れ等を受け、本県議会では、8月29日に原発事故の早期完全収束を国に要望したところである。

今般、国は東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針を示し、今後は国が汚染水対策の前面に出て、予防的かつ重層的に抜本的な対策を講じることを表明したが、長期化する汚染水問題の解決には、一刻の猶予も許されない状況である。

よって、本県議会は、これ以上の放射性物質の海洋流出を阻止するため、基本方針に示された汚染水問題の根本的な解決に向けた対策を可及的速やかにかつ確実に実施するとともに、国が総力を挙げて東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に取り組みむことを強く求める。

右、決議する。

平成25年9月18日

宮 城 県 議 会

## 津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにし、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他津波対策を推進するために必要な事項を定めるとともに、国や地方自治体における津波に関する教育及び避難訓練の実施、津波避難施設の指定、ハザードマップ（危険区域）の作成などを通じた想定される津波被害の周知、津波対策に配慮したまちづくりなど、ハード・ソフト両面からの対策を定めた「津波対策推進法案」は、平成22年の通常国会において、議員立法として提出され、いまだ継続審議のままとなっている。

こうした状況の中で、本年3月11日、我が国観測史上最大の巨大地震により本県を含む太平洋沿岸地域に壊滅的な被害をもたらした。

長い海岸線を有する我が国にとって、津波被害はすべての沿岸部で起こり得る災害であり、今回の東日本大震災を教訓として、日ごろからの一層の備えによって被害を極小化するとともに、津波災害からの復旧・復興に際しては、地形の変化・地盤の沈下への対応を含めゼロベースから地域を創り上げていかなければならないという課題を認識し対応することが求められている状況になっている。

よって、国においては、継続審議となつている津波対策推進法案に公共施設整備の防災機能の強化や危険物取扱い施設の安全強化、現状復旧を基本とする従来の災害復旧制度ではなく、地域コミュニティを維持しつつ、地域の実情に応じて、新たな地域づくりに必要な制度を創設する等の復旧・復興対策を加えるなどの所要の改善を行い、国民の生命と財産を守り、安定的な生活が可能となるような津波対策推進法案の早期成立を強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

宮城県議会議長 島 山 和 純

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣

## 東日本大震災からの復興に向けた第二次補正予算の早期成立等を求める意見書

未曾有の被害をもたらした本年3月11日に発生した東日本大震災から33カ月が経過しようとしているが、今なお約十万人の被災住民が避難生活を余儀なくされているほか、期待している復興に向けての動きも進んでいない状況にある。

こうした状況の中で、政府が迅速に本格的な復興に向けた大規模な補正予算を編成し執行していくことが被災者に勇氣と安心感を与え、被災自治体がちゅうちよなく的確な事業を実施することにつながり、また、本格的な復興は被災地域の実情を認識し、復興に係る十分な財源を確保することとなり、国として、被災地域の実情を認識し、復興に係る十分な財源を確保することにも、自由度の高い、スピード感のあるきめ細やかな対応を図るなど、被災地域の要望に応えていくことが政治に課せられた大きな責任である。

しかしながら、混迷の度を深める国会運営から、本格的な復興に向けた大規模な第二次補正予算案の編成・成立に向けての国会会期の延長幅や第二次補正予算編成時期も固まっておらず、復興政策が宙に浮いている状況である。

こうした国の姿勢は、一刻も早い復興を願う国民の期待や復興に向けて気力を振り絞り立ち上がろうとする被災住民に背を向けるものであり、決して許されるものではない。

よって、国においては、壊滅的被害を受けた被災地域の早期の復興を実現するため、復興に必要な財源の全額確保や被災地域の事情に応じた施策の展開が可能となる制度の創設を含め、速やかに復興が十分に可能となる規模での第二次補正予算を編成し、国会を閉会させることなく会期を延長して、早期成立を図り、国の総力を挙げて復興に取り組みよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

宮城県議会議長 島 山 和 純

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣

## 東日本大震災の宅地・地盤被害等に対する公的支援制度の確立を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災においては、沿岸部の大津波被害とともに、内陸部においても液状化被害や丘陵部造成宅地の地滑り被害など地盤災害が多数発生した。

宅地・地盤被害の復旧なくして被災者の住宅の再建すなわち生活の再建は進まず、相当な費用がかかると地盤調査や復旧対策に対する強固な支援が求められている。

しかし、現状では、被災者生活再建支援法上の被害認定は住宅部分に特化し、宅地については対象外となっている。液状化による新たな住宅被害の認定基準が示されているものの、宅地・地盤被害そのものに対する公的支援制度の確立について切望されるところである。

よって、国においては次の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

- 1 宅地・地盤の調査と復旧に対する支援制度を創設し、東日本大震災から適用すること。
  - 2 被災者生活再建支援制度の被害認定に、地割れ、地盤沈下、擁壁亀裂などの宅地被害を加えること。
  - 3 急傾斜地崩壊事業、地すべり対策事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業などの災害防止対策事業について、東日本大震災の復旧事業として国庫負担割合を拡大すること。
  - 4 新潟県中越地震の際に実施された人工斜面や周辺の2次被害、がけ高、保全対象に関する特例措置に加え、さらに要件を緩和して事業適用範囲を広げ、住民負担を極力なくすること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

衆議院議長 あて

参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

宮城県議会議長 畠 山 和 純

## 学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで学校施設は、公立私立を問わず、大規模地震や豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されることにも、必要な情報を収集し、また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかし、一方で多くの学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不慣れた避難生活余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められている。

国は、学校施設の耐震化及び老朽化対策等については、地方自治体の要望に加え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組みなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていない。

よって、国においては、大規模地震等の災害が発生した際、学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、次の事項を早急に実施するよう強く要望する。

- 1 学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考しつつ、十分な検証を行うこと。
  - 2 学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
  - 3 学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
  - 4 学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
  - 5 学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

衆議院議長 あて

参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣

宮城県議会議長 畠 山 和 純

## 東日本震災の総合的な復興ビジョンの早期策定等を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらした。死者は15,000人を超えており、いまだ約8,000人の方々が行方不明となっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

あわせて、漁港や農地が破壊された農林水産業の状況を含め、交通インフラ分断の影響により生産活動が縮小した経済状況を克服するためには、激甚災害制度や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。また、高濃度の放射能汚染が生じた東京電力福島第一原子力発電所の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束に至るまで徹底した対策を講ずるべきである。さらに、諸外国は、日本の経済や安全に懸念を示しており、海外からの投資や輸出入に影響が出ている状況にあり、国際的信頼を取り戻すための施策が必要とされている。

よって、国においては、次の事項について速やかな実現を図るよう強く要望する。

- 1 国民への重要なメッセージを示すとともに国際的な信頼を取り戻すため、経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等についての震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを早急に策定すること。
- 2 震災による国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施すること。
- 3 歴史上例を見ないほど広域かつ複合的な災害である今回の大震災の復興に当たり、既存制度の枠組みを超える対策を実施すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

宮城県議会議長 畠山和純

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
あて

## 国の原子力防災対策の見直しを求める意見書

原子力防災対策は、昭和36年に制定された「災害対策基本法」と、これに基づき中央防災会議が策定する「防災基本計画」及びこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた「地域防災計画」等により必要な措置を講ずることとしている。昭和55年6月には「原子力発電所周辺の防災対策について」（以下「防災指針」）が決定され、具体的な対策として原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被ばく医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項が示されている。また、平成11年12月に「原子力災害対策特別措置法」が制定され、それに伴い「防災指針」もEPZの対象施設の拡大、核燃料物質の放出や臨界事故への対応など大規模な見直しが行われ、名称も「原子力施設等の防災対策について」となった。その後も随時改訂が行われてきている。

今般の東日本大震災により発生した東京電力福島第一原発事故は深刻な被害をもたらした。今日までの対応は、初期対応に始まり「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPERDI）」の運用や国民への情報開示、住民避難指示などが十分に機能したとは言えず、国内外に大きな不信を招くとともに2次被害の拡大が懸念される。放射性物質放出範囲の拡大とともに各被ばく医療機関の機能発揮における課題も明らかになった。

また、東北電力女川原発が立地する本県においては、オフサイトセンターが大津波により壊滅して原子力防災拠点機能を喪失し、同様に各モニタリングポストも津波被害と停電により機能を失った。これらの組織的課題や事象は「防災指針」等今後の原子力防災対策の根幹を大きく問い直すものである。加えて今回の事態を見れば、平時の原子力防災訓練のあり方についても、地震・津波による重大事故の想定や訓練自体の高度化など、今次災害を踏まえた、より強化された実効性があるものでなければならぬ。

よって、国においては、原発事故の一刻も早い収束、健康及び環境への被害の拡大回避、事故原因の徹底究明と抜本的な対策を早期に講ずるとともに、政府の原子力災害対策のベースであり各地方公共団体の「地域防災計画」のガイドラインとなる、国の「防災指針」をはじめとする国の原子力防災対策の見直しを行うよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

宮城県議会議長 畠山和純

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
あて

## 当面の電力需給に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力及び東京電力の管内の地域は、原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人内閣総理大臣による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力の供給力不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼすことから、政府は、今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。

しかしながら、政府の電力需給対策本部が5月に発表した対策においては、国民に節電を呼びかけることをしつつも、節電のインセンティブが働くような施策は盛り込まれていない。

よって、国においては、夏場の電力不足を前に予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出し、次の事項について速やかな実現を図るよう強く要望する。

1 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽光利用システムの導入補助及び自然エネルギーを活用した発電施設の開発・普及に対する支援を大幅に拡充すること。

2 LED照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できるような施策を早急に実施すること。

3 稼働中の原子力発電所の災害対策について、早急に指針を示し、安全対策を講ずること。

4 電力需給の逼迫が長期化することを踏まえ、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し実施すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣

あて

宮城県議会議長 島 山 和 純

## 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地において派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

このたびの東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習のおくれに対処する個別指導など様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや、教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっている。

こうした実態を踏まえ、現在、被災地を中心に、大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっている。

よって、国においては、教職員の全体的な増員に努めつつ、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員を派遣するため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、次の事項について速やかに実施するよう強く要望する。

1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

2 大規模災害時ににおける迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。

3 同制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月18日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣

あて

宮城県議会議長 島 山 和 純

## 緊急事態に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故において、我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備を指摘されている。

一方、世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には、「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下で迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとすると、被災地で初動活動する自衛隊、警察及び消防等が、部隊移動、私有物撤去及び土地収用等初動態勢に手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものであり、外部からの武力攻撃、テロ及び大規模自然災害への対応を想定した「非常事態宣言」が明記されていない。

よって、国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する。右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

## 被災地域の高速道路無料化措置の継続を求める意見書

平成23年6月20日より開始された被災地域の高速道路無料化措置は、地方道路公社の減収などの問題を生じさせていたもの、被災地における物流活動の活性化や観光産業への支援、全国から集まるボランティアの移動費用の負担軽減や鉄道不通区間における代替交通手段としての高速道路等利用を促進するなど、被災地の復旧・復興に大きく貢献している。

しかしながら、国土交通省の平成24年度当初予算においては無料化措置の継続予算は計上されおらず、無料化措置は本年3月31日をもって終了する予定とされている。

被災地の復旧・復興に向けた本格的な取り組みはこれからであり、復旧・復興に向けたボランティアによる息の長い支援はますます重要となる。また、観光産業が受けた影響の回復についてもいまだ見通しがつかない状況であり、震災からの一日も早い復旧・復興を成し遂げるためには、多様な面で復興活動を支える物流・交通基盤の利便性の向上が不可欠である。

よって、国においては、壊滅的被害を受けた被災地域の早期の復旧・復興を実現するため、次の事項について、速やかな実現を図るよう強く要望する。

- 1 被災地域の高速道路無料化措置を、国費により平成24年度も引き続き実施することとし、無料化に伴い地方有料道路に減収が生じた場合は、その全額を国が補填すること。
- 2 被災地の復旧・復興に協力しようとするボランティアの車両については、引き続き無料化措置を実施できるよう、関係機関と協力して必要な措置を講ずること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
復興大臣



## 新公益法人への移行期間の延長を求める意見書

平成20年12月1日に公益法人改革三法が施行され、現在、新しい公益法人制度に基づく公益法人（以下「新公益法人」という。）への移行に向けた手続が進められている。特例民法法人は、今後、この法律施行日から5年間の移行期間中に公益社団法人又は公益財団法人への移行認定申請をするか、若しくは、一般社団法人又は一般財団法人への移行認可申請をしなければ解散したものとみなされる。

しかしながら、昨年3月11日に発生した東日本大震災により、本県をはじめとする被災県では、多くのとうとい命が奪われるとともに主要なインフラを失い、街は廃墟と化した上、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害もあり、新公益法人への移行に向けた人的、物的、経済的及び社会的な諸条件は震災前から大きく変化した。新公益法人に移行するためには、再度振り出しに戻り、これらの諸条件を整えながら、移行後の姿を再構築する必要があるが、移行期間の満了の日である平成25年11月末までに申請手続を行うことは極めて困難な状況である。

よって、国においては、東日本大震災の被災県における特例民法法人の新公益法人への移行期間について5年間延長し、平成30年11月30日までとすよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（行政刷新）

あて

## 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の大幅な拡充を求める意見書

東日本大震災からの復興を進める上で、被災者の雇用確保と地域経済を土台から支える被災中小企業の一日も早い復旧・再建は文字どおり喫緊の課題となっている。

現在、こうした中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、これまでに3次にわたって募集が行われてきている。この制度は阪神・淡路大震災のときには存在せず、私有財産の形成に資する支援は実施しないとすもそれまでの原則を乗り越えて、事業者に対する直接支援制度を創設したという点で画期的であり、被災した中小企業の期待の大きさは、申請数となってあらわれている。

しかし、採択状況については、直近に実施された第3次の募集における本県の状況として、申請数164件、申請金額1979億円に対し、採択件数は31件で、採択金額は1041億円にとどまっております。申請金額を900億円以上も下回る結果となっている。

ここに示されているのは、震災発生後約1年を経過した現在でもなお、事業再開に向け直接支援を求める中小企業が非常に多く残されているという事実である。

よって、国においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を必要とする中小企業がまだまだ数多く存在する事実を踏まえ、事業費の抜本的増額や、より多くの中小企業が制度を活用できるよう制度の改善を行うよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

あて

## 東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害への対応を求める意見書

昨年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、事故による放射能汚染の影響は、福島県内にとどまらず、宮城県においても、福島第一原発から約45キロメートルと同原発から福島市までとほぼ同距離の町もあり、福島第一原発から飛散した放射性物質が県内の産業や県民生活に深刻な影響を与えており、本格的な復興を目指す我が県にとっても重大な障害となっている。

とりわけ、放射能に対しての感受性が強いと言われる子供たちの保護者の不安は大きいものとなっている。

さらに、それぞれの部分における放射線量の暫定基準はあるものの、放射線量の安全基準が明確でないため、国民の間で放射性物質の影響に対する不安が広がっている。すべての県民が安全・安心を取り戻すためには、原子力発電所事故の一刻も早い収束はもろろんのこと、県民の健康管理、原子力賠償への十分な対応、徹底した除染の実施、風評被害の払拭など、あらゆる課題を早急に解決しなければならぬ。

よって、国においては、放射性物質の影響から国民を守るため、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 健康影響調査の実施に関する統一的な基準等の明確化と対応方針の策定。
  - 2 子供たちの健康影響調査の実施については、国の責任と判断において、健康影響調査の実施の必要性や対応方針について明確な基準を早急に示し、調査を実施すること。
  - 3 学校や保育所等における給食食材に関して不安が高まっていることから、食材の安全安心な流通確保など、不安を払拭させる対策を講ずること。
  - 4 放射性物質を含む稲わら、牧草、堆肥、除染に伴い生じる土壌及びこれらの焼却灰等の管理や処理、汚染状況重点調査地域以外での除染等についても対応すること。
  - 5 原子力損害賠償の対象と認められたのは、政府による出荷制限指示等があった牛肉関連、しいたけのみであり、自主避難者及び滞在者に対する賠償が福島県で、また、農林水産物や観光業などの風評被害が関東などでも対応することから、放射線量や地理的条件の差異のない本県についても対応すること。
- また、本県におけるすべての損害を、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に賠償の対象として明示すること。
- 6 放射性物質の測定、除染など、これまでに自治体等が講じた対策に係る経費は、国が全額負担すること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣府特命担当大臣（原子力行政）  
復興大臣

あて

宮城県議会議長 中 村 功

## 東日本大震災からの完全復興と、未来志向の東北を構築するための一層の対策を国に求める意見書

未曾有の東日本大震災から1年が経過した。

マグニチュード9.0の巨大地震、数百年に一度という大規模津波、国際的評価尺度でレベル7の世界最大級の原因事故という複合災害を被った東北3県の被災地は、国・地方、官民挙げての復旧復興への努力を重ねているが、いまだ明確な展望が開かれていない。

それは、膨大なれきさ処理、地盤沈下に苦しむ沿岸部のかさ上げ、水産業・農業の再生など地域経済の再建、被災者の生活支援と集団移転の新たなまちづくり、機能と景観を兼備する防潮堤の構築、緊急かつ効果的な放射能汚染対策など、被災地自治体がこれまで対応してきた災害対策のレベルをはるかに超えた現状があるからにはほかならない。

本来、東日本大震災クラスの大自然災害は、国家が総力を挙げ、あらゆる難題に取り組み強い意思と万全の体制で臨むべきである。また、復興増税施策は、とりもなおさず国民に負担を強いるものであり、増税の前に、円高・デフレの負の連鎖を断ち切る施策こそ肝要である。日銀がようやく年1パーセントの物価上昇を見込むインフレ基調施策に転じたものの、更なる復興資金創出については、国の発行、有価証券買上げなど日銀の積極的関与、政府紙幣の発行など、議論にとどめることなく、経済再生との視点からも、大胆な施策展開を図るべきである。国はこれまで数次の補正予算で約18兆円の復興資金を計上し、被災地からの要望の多くが予算化されつつあり、復興庁も設立されたが、予算執行の有様は省庁縦割り、地方が中央に追従する従来型であり、かつてない非常時にもかかわらず法律・制度改正への動きは依然として少ない。

このままでは、東北地方が発災以前の状態に完全復興することはおろか、未来志向型の東北を構築することは極めて困難であり、今般の本県に対する東日本大震災復興交付金の査定結果を見ても、その懸念を強く感じざるを得ない。

よって、国においては、次の事項について速やかに抜本的な対策を講ずるよう強く要望する。

- 1 本県の復興資金必要額だけでも概算12兆円を超えることが確実視される現状から、国の復興資金投入額はボリューム感、スピード感とも不十分である。国も考慮し、速やかに調達すること。
- 2 被災県市町の復興計画を確実に実施し、未来志向の東北を構築していくためには、国は、自治体の自主性を尊重し、既存法律や制度の改正に積極的に取り組み、弾力的な対応によって地域の特色ある防災都市づくりを支援すること。右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

あて

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
復興大臣

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会の到来や依然として停滞する経済状況などにより、社会保障制度の重要性は一層高まり、機能強化や持続可能性の確保が求められている。こうした中、社会保障の充実や地域の雇用確保など地方自治体が果たす地域のセーフティネットとしての役割は、ますます重要となっている。特に、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などの分野の政策については、雇用確保と結びつけ、充実・強化することが求められており、その実現のためには、安定した財源の確保が重要である。

よって、国においては、平成25年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方財政予算全体の安定確保の観点から、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 東日本大震災の被災自治体に対する復旧・復興費については、国の責任において確保し、地方自治体の財政に支障を来さないよう十分な措置を講ずること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れた地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税五税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

あて

宮城県議会議長 中 村 功

## 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書

東日本大震災の被災者が、住宅の全半壊や主たる生計維持者の死亡などの被害を受けた場合、市町村において、介護保険制度における利用者負担の減免措置がなされており、国から財政支援が行われている。その財政支援の期間は、本年2月の厚生労働省からの通達により、9月末まで延長されたが、その後の取り扱いについては、いまだ未定である。また、介護保険施設における食費・居住費の減免措置に対する財政支援は、既に本年2月末で打ち切られている。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の悪化による体調悪化等により、介護や支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対する様々な支援の継続が求められている。

よって、国においては、生活再建に至らない被災者に対する利用者負担減免措置に対する財政支援を被災者の生活再建が実現するまで延長するとともに、介護保険施設における食費・居住費に対する減免措置を再度財政支援の対象とするよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

あて

宮城県議会議長 中 村 功

## 東日本大震災により被災した被保険者等の医療費一部負担金免除措置の継続を求める意見書

東日本大震災により被災した被保険者等に対する医療費の一部負担金免除の扱いは、延長されたとはいえ、福島第一原子力発電所事故の避難者を除き、平成24年9月30日が期限とされている。被災地においては雇用確保、生活再建が進まないうちで、体調不良が慢性化する方や持病が悪化する方もおり、一部負担金免除期間が区切られていては安心して医療にかかることができないうち状況である。未曾有の大災害からの復興には長い時間がかかることから、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などにより、今後一層の健康悪化が懸念される。

よって、国においては、東日本大震災により被災した被保険者等の医療費一部負担金の免除措置を平成24年10月1日以降も継続するよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

## 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災発生から1年3カ月が経過したが、被災地域の企業にとっては復旧・復興に向けてこれからの正念場となっている。

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、平成23年度に本県では、65グループ約1200事業者が約1200億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に努めている。平成24年度第5次募集では、147グループ約2400事業者が約1441億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できない状況にある。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上の課題等があり、復旧事業そのものに着手できざるまで相当の時間を要している企業も数多い。

よって、国においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が、中小企業等の早期事業再開を支援し地域経済の復興に寄与するという本来の目的にかなうよう、本事業について次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 予備費を活用する等十分な予算措置を講ずること。
- 2 事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に事業を行うこと。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

## 事業復興型雇用創出事業の改善を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災発生から1年3カ月が経過したが、いまだ自力で工場・店舗等を再建できなない企業があるなど、沿岸被災地域の企業にとっては依然として先行きの見通しが立たない状況が続いている。

震災により離職を余儀なくされた者等を雇用する民間事業主等に対し助成金を支給する事業復興型雇用創出事業は、被災求職者にとっても、採用企業にとっても大変有効な制度であるが、平成23年11月20日以前に雇用した労働者は対象外とされており、震災直後の厳しい状況の中、いち早く事業を再開し、被災住民等を雇用してきた企業には強い不公平感があり、同制度を適用して欲しいという悲痛な声が寄せられている。

よって、国においては、この事業が本来の目的に沿うよう、次の事項について改善するよう要望する。

- 1 震災後、平成23年11月20日までに事業所が雇用した労働者も対象とすること。
- 2 被災地における基盤整備事業の遅れにより今年度中の再建が困難な企業も多いと見込まれることから、平成27年度末とされている事業期間をさらに延長すること。
- 3 震災による特例措置により労働者を休業扱いとした事業所に対しても、労働者を解雇した事業所と同様に本制度の適用を認めること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

あて

宮城県議会議長 中 村 功

## 被災地の地域医療再生のため医学部新設を求める意見書

東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸部の多くの医療機関は壊滅的な被害を受け、被災地における医師不足はこれまで以上に深刻化しており、地域医療は今まさに崩壊の危機にある。

被災地域の復興には、地域住民の生活再建が欠かせず、そのためには、それを支ええる地域の実情に応じた医療環境の整備が何よりも必要である。

本県においては、人口当たり医師数が全国平均を下回り、地域医療の医師不足が進んでおり、自治体病院やへき地の診療所などが今後の医療の需要に十分に対応することは難しい状態である。

また、医師不足が特に深刻な、基幹である内科をはじめ、産科、小児科、救急などの医師数を増やすため実効性のある対策が求められている。

これまで、国においては、医師の確保を図るため医学部入学定員を増員していただくところであるが、医師不足は切迫した状況であり、震災復興に取り組む中で、早急に地域住民の生活の基礎となる地域医療体制を確保するために、医師の絶対数を増やし、医師の地域偏在の解消に向けて抜本的な対策を講ずることが求められる。

よって、国においては、被災地の地域医療の再生に向けて医師不足を解決し、医療水準を保ちつつ、将来にわたって地域に根差した医師を養成するなど、中長期的に医師を確保するため、宮城県に医学部の新設が可能となるよう、医学部新設に関する規制緩和を行うよう要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

あて

## 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の受付再開を求める意見書

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度は、東日本大震災においては、その被害の大きさにかんがみ、制度の弾力的運用により、申込期限が延長されていたが、平成24年3月30日をもって、すべての市町村で受付が締め切られた。

ところが、受付締め切り後においても、被災者からの応急修理の再開に関する問い合わせが後を絶たず、仙台市で約600件、石巻市で約100件寄せられるなど、応急修理制度の再開が求められている。

中には、被害認定に不服を抱いた被災者の2次調査が遅れて、応急修理の申請が間に合わなかったという苦情も寄せられている。

よって、国においては、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の受付を再開するよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

復興大臣

## 被災地の住宅再建に関する意見書

東日本大震災から1年7カ月が経過したが、大津波で被災した沿岸部では、特に住宅再建への展望がいまだ見出せない状況である。

例えば、建築基準法第39条第1項による災害危険区域に指定された区域内の家屋の移転については、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業などの支援措置により、被災した土地の買い上げや、移転新築の際の利子補給などの国による支援がある一方、災害危険区域の線引きから除外された区域内において全壊や大規模半壊した家屋については、現地再建または移転する場合のいずれの費用についても国による特別な支援措置がなく、また、災害危険区域に指定される以前に住宅を再建した場合における再建費用についても同様の状況である。

このことについて、独自の住宅再建支援策を打ち出している自治体もあるが、自治体の財政を圧迫しかねないほか、自治体ごとの支援策にも格差があり、居住市町によって被災者の自己負担に大きな差が生じている。

よって、国においては、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望する。

- 1 災害危険区域の指定告示前に住宅を再建した場合においても、国の支援措置の適及的な適用を図ること。
- 2 災害危険区域外において津波の浸水被害を受けた住宅再建についても何らかの救済措置を講ずること。
- 3 家屋の解体・撤去等に係る補助金支給については来年度以降も継続すること。
- 4 被災地における住宅再建については、課税分の減免等、特段の配慮を行うこと。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月11日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

復興大臣

## 東日本大震災で危機的状況にある国保特別会計への財政支援措置を求める意見書

国民健康保険は、医療保険の中でも重要な位置を占め、本県における平成22年度末の加入世帯数は約35万世帯、被保険者数は約63万人である。

国民健康保険は、一次産業従事者や自営業者、無職の方々など、多くは収入が不安定な低所得者層によって構成されており、財政基盤がもともと脆弱であった。国民健康保険財政の総収入に占める国の財政支援割合は、昭和59年度当時は5割であったが、平成17年度以降縮小され、平成20年には24.9パーセントとなり、国民健康保険の財政運営はより一層逼迫する状況となっていた。

そのような状況において、東日本大震災が発生し、これまで社会保険に加入していた多くの方々の方が職を失い、震災による失業者などが一斉に国民健康保険に加入する事態となったほか、被災者の国民健康保険税の減免が実施された。その結果、医療費の一部負担金免除措置も相まって医療費が増大し、市町村国保特別会計は一層危機的状況となっている。この状況に対応するための国民健康保険の財政調整基金も、県内の多くの市町村においては底をついており、また、被保険者の多くが収入が不安定であることを考慮すれば、国民健康保険税の引き上げも困難である。

よって、国においては、この局面を打開するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 保険税（料）の大幅減収、医療費の増大などにより、深刻な状況となっている被災自治体の国保財政を救済するための特別の財政支援措置を講ずること。
- 2 今後さらに、市町村国保特別会計の財政基盤を強化すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

宮城県議会 議長 中 村 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
あて

## 仮設店舗・事業所の撤去費用が市町村負担とならないよう国に万全の対策を求める意見書

仮設施設整備事業により中小企業基盤整備機構が整備した仮設の店舗や事業所（以下、「仮設施設」という。）は、市町を通じて被災中小企業等に貸与され、早期の営業再開に寄与してきた。仮設施設は、建設用地を市町が準備し、中小企業基盤整備機構が国の交付金により施設を整備した上で、一たん、市町に無償貸付された後、市町に無償譲渡され、施設を撤去する際の費用については市町が負担することとされている。

津波により甚大な被害を受けた本県の沿岸北部では、大半の公有地が仮設住宅用地に充てられたことから、仮設施設用地のほとんどについて民有地の借り上げにより対応している状況にある。こうした民有地の貸借契約期間は2年程度となっており、延長せず、東日本大震災から2年3カ月が経過し、今後、地権者が貸借契約を延長せず、土地の明け渡しを求めることが頻発した場合、多額の施設撤去費用が市町の財政を圧迫するおそれが生じている。

例えば、気仙沼市では建設中も含め63カ所の仮設施設を抱えているが、すべて民有地に設置されており、今後地権者から明け渡しを求められた場合の撤去費用は最大10億円になることが見込まれ、到底、市で対応することは困難である。

よって、国においては、被災自治体の財政事情を考慮し、仮設施設の撤去費用を自治体負担としない特別の財政措置を講ずるよう強く求める。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月8日

宮城県議会 議長 中 村 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
復興大臣  
あて

## 放射性物質を含む汚染水対策の徹底を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故から2年3カ月経過しても、事故の全容は解明されず、放射性物質を含む汚染水は今も増え続けており、事態は全く収束の目途が立っていない状況である。

汚染水が日々増加する要因は、原子炉内に溶け落ちた燃料を冷却するために注入し続けている水が汚染水となるほか、原子炉建屋に1日約400トンとも言われる地下水が流入し、放射性物質に汚染され滞留していることによるものである。

東京電力は増え続ける汚染水を減らすため、敷地内に井戸を掘削して地下水をくみ上げ、海へ放出すること（いわゆる地下水パイパス）を目標しているが、地下水の放射性セシウムについて、誤った方法で測定されたことから、測定結果への信頼が揺らいでおり、海洋汚染や風評被害に対する懸念が生じている。その上、汚染水を貯蔵するタンクからの汚染水漏れが起きたこと、海近くの観測用井戸水からの高濃度の放射性物質の検出について、2週間以上も公表せず、原子力規制庁へ報告しなかったことは由々しき事態である。

このような状況は、東日本大震災からの水産業再生の加速に向け全力をあげている水産県宮城として、到底容認できるものではない。

よって、国においては、東京電力に汚染水の流出防止対策を徹底させるとともに、太平洋沿岸における海水や海底土の放射能濃度モニタリングを徹底し、これ以上風評被害が拡大することのないよう万全を期すことを強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月8日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
復興大臣

あて

宮城県議会議長 中 村 功

## 「子ども・被災者生活支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（いわゆる「子ども・被災者生活支援法」）が、平成24年6月21日に衆議院本会議において全会一致で可決成立した。

この支援法は、その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者が自らの意思によって行うことができるよう、国が責任を持つて支援しなければならないと定めている。すなわち、支援対象地域に居住し、又は居住していた方のうち、原発事故で避難した方には国の避難指示の有無にかかわらず、移動・住宅・就学・就業、移動先自治体による役割の提供を、避難しない方には、医療・就学・就食・安全・放射線量の低減・保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、国が定めることとなっている本法律の理念を実現するために必要な「基本方針」は策定されるに至っていない。さらに「支援対象地域」の具体的な基準も定められていない。特に「基本方針」の策定の過程においては、困難な状況に直面する被災者・避難者の方々の声に真摯に耳を傾け、被災者・避難者の方々の参加を実現し、必要な施策がなされるような配慮が必要である。また、一人一人の被災者、特に子どもたちに対する具体的施策については早期に実現し、充実させていく必要がある。

よって、国においては、次の事項について早期に実現するよう強く要望する。

- 1 住民が安全・安心に暮らしていくための放射線量を検討し、「支援対象地域」を速やかに指定すること。
  - 2 原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力となるよう、原子力災害による被災者支援施策パッケージに盛り込まれた施策を早期に実施すること。
  - 3 健康被害の未然防止の観点から、法に規定された定期的な健康診断や医療費の減免を早期に実施すること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月8日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

あて

宮城県議会議長 中 村 功



## 地方財政の充実・強化を求める意見書

国は、東日本大震災の復興財源を確保するため、平成25年度の地方財政計画において、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税減額を推し進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならぬ。この法の目的実現のためには、地方財政計画のあり方及び地方交付税の総額については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方による十分な協議を行った上で決定するべきである。

さらに、被災地における復興事業のほか、子育て、医療、介護などの社会保障施策、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もりこれに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、国においては、平成26年度の地方財政計画について地方交付税法第1条の目的実現を図り、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議を行った上で決定すること。
  - 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の確保を図ること。
  - 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。
  - 4 被災自治体の職員不足は依然として深刻な状況であることから、人材確保の取り組みを支援するため、震災復興特別交付税を確保すること。
  - 5 平成24年度末に決定した地方公務員の給与関係費等に係る財源削減については継続しないものとし、次年度に係る地方交付税の算定に関しては、地方自治体との協議、合意に基づいて検討すること。
  - 6 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振り替えは厳に慎むこと。
  - 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな新たな財政需要の把握について、対策を講ずること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月8日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

復興大臣

あて

## 韓国の水産物禁輸措置解除を求める意見書

韓国政府は、9月6日、東京電力福島第一原子力発電所からの放射能汚染水漏れを理由に、青森県、岩手県、宮城県、福島県のほか、海洋に接していない栃木県、群馬県を含む8県からの水産物輸入を全面禁止することを決めた。

日本の食品中の放射性物質の基準値は、諸外国に比べて厳格化されている。水産物を含む一般食品では1キログラム当たり100ベクレルに設定され、この基準を超える食品は市場に流通しない。このような事実を無視し、科学的データに基づかない韓国政府による一方的な判断は、WTO協定が禁止している正当な理由のない輸入規制に該当する可能性を排除できず、誠に遺憾と言わざるを得ない。また、こうした事態に至ったのは、当初、東京電力及び国が汚染水の海洋流出の事実を認めず、結果的に対応が不十分で後手に回ったことにも起因する。

国は、9月16日に韓国政府に対し、水産物輸入禁止措置などの規制撤回を求め、禁輸措置解除には至っていない。

よって、国においては、次の事項の実施について強く要望する。

- 1 韓国政府に対し、粘り強く禁輸措置の解除を求めること。
  - 2 「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」に基づき、海城環域等のモニタリングの強化と国内外への情報提供を迅速に実施し、風評被害の拡大を防止すること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

環境大臣

あて

## 汚染福わらをはじめとする指定廃棄物の最終処分場建設に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した汚染福わらをはじめとする指定廃棄物の最終処分場については、国が建設することとなり、その指標が示されているが、建設どころかいまだに選定すらされていない状況にある。

さらに、これら指定廃棄物については、設置期限を2年間として県内各地において住民が一時保管の場所の提供などの負担を受忍してきているが、最終処分場が建設されない限り、一時保管の期間を延長せざるを得ない状況となり、一時保管場所の周辺住民や農家にとっては、先の見えない多大なる負担となる。

よって、国においては、最終処分場を早期に建設し、周辺住民及び農家の負担が一日でも早く解消するよう、次の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

- 1 最終処分場設置場所の選定においては、地元自治体や地域住民などに対する事前協議や意見交換を実施し、地元の声に真摯に耳を傾け関係自治体の理解を得るよう努めること。
- 2 最終処分場が設置されることとなる自治体に対して、財政的な負担だけではなく、風評被害対策や水源の保護など総合的な対策を実施すること。
- 3 地元住民や地元自治体が一時保管のために必要となる費用について、今後すべて国が負担すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

環境大臣

復興大臣

## 被災者の心のケア対策充実のための継続した財源の確保等に対する意見書

本県では、東日本大震災により、深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く、また、被災者の生活再建が本格化する中で、被災者間の格差が生じ、PTSDやうつ病、アルコール問題、自殺等の増加が心配されている。そのため、県では被災者の心の問題を包括的に支援し、心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター」のほか、石巻市及び気仙沼市に「地域センター」を設置し、地域の課題に合わせて相談体制の充実を図っている。

県で設置した「心のケアセンター」の運営等の事業については、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等により平成24年度まで財源が確保されていたが、平成25年度については「被災者の心のケア支援事業費補助金」として単年度ごとの補助金となったことで、長期的かつ継続的な事業展開が困難となった。また、長期的にきめ細やかな支援が必要である子ども心のケアについて、県では子ども心のケアチームによる巡回相談等を実施している。また、国でも、東日本大震災中央子ども支援センターを設置し、宮城県、岩手県及び福島県に現地窓口を設置し、児童精神科医の派遣や普及啓発などの支援を実施しているが、その支援内容が被災地のニーズを十分に満たしていないとの声もある。

よって、国においては、次の事項について支援を実施するよう強く要望する。

- 1 長期的な被災者の心のケアに必要な専門職を安定的・継続的に確保できるとともに、体制構築のための支援を行うとともに、県の新たな負担を伴わない継続した財源を確保すること。

- 2 東日本震災中央子ども支援センターについての被災地の実情に応じた支援機能と体制の在り方を検討すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

宮城県議会議長 中 村 功

あて

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

復興大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

## 「原発事故子ども・被災者生活支援法」の基本方針案に対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、宮城県においては県民の生活や地域経済の被害対策としてさまざまな対策を実施してきたところである。

国はこれまでに、被災者、特に子ども健康上の不安や、それに伴う生活上の負担に対する支援を行うため、平成25年3月15日に「原子力災害による被災者支援策パッケージ」を取りまとめ、具体的な支援策を実施してきた。また、被災者支援策の推進に関し、平成25年8月30日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守るための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（いわゆる「原発事故子ども・被災者生活支援法」、以下「法」という。）の基本方針案が公表された。

この基本方針案では、被災者からの要望が強い施策として、福島近隣県を含めた外部被災者向け状況の把握に向けた事業などの支援拡充施策が盛り込まれている。

法による支援策を受けられることのできる支援対象地域について、宮城県内で放射線量が比較的高く、これまで福島県内の市町村と同等の支援を受けることので多かった丸森町などは、支援対象地域に指定されていない。県境は狭むもの、福島県と同様に様々な影響をこうむっている宮城県南地域に対しても、地域の実情を踏まえ、住民の健康不安の解消と安全・安心の確保に向けた様々な支援施策が実施されるべきである。

よって、国においては、基本方針案を決定するに当たり、次の事項を反映させるよう強く要望する。

- 1 宮城県の実情を十分に踏まえ、県境などの行政単位にとらわれないことなく、放射線量に基づいて支援対象地域を指定すること。
- 2 地域住民の意向を十分に反映させ、被災者が真に必要なとする支援策を講ずること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

あて

宮城県会議長 中 村 功

## 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権の時効を延長する特別立法措置を求める意見書

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）から2年半が経過したが、事故はいまだに収束には至っておらず、国を挙げての対策が急がれる。放射能汚染により、多くの福島県民が生活基盤と地域コミュニティを失うとともに、宮城県をはじめ東日本の各地域にも深刻な経済的損害が及んでいくことから、被害者は国の中間指針に基づき、東京電力に対して損害賠償請求を行ってきた。

原発事故により生じた損害の賠償請求権は、民法第724条の規定により、損害が生じた日から3年を経過すると、「消滅時効」の援用が可能となるが、多くの被害者には消滅時効が認識されていない状況にある。こうしたことから、被害者に対し裁判による被害の救済を進めることを意図して、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」（以下「法」という。）が平成25年5月29日に成立した。

しかし、法による特例の適用を受けるためには、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）に和解を申し込むことが必要であるが、被害者の多くは、被害の全容を把握し、損害総額を確定することさえ不可能な状況にあり、消滅時効の援用が可能となるまでの短い期間で原紛センターに和解を申し込むことは困難である。

よって、国においては、全ての被害者が十分な期間にわたり、賠償請求権の行使が可能となるよう、次の事項について法的措置を含む必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 原発事故の損害賠償請求権の時効を延長する特別措置法を早急に実現させ、被害者の不利益を解消すること。
- 2 原発事故被害者の損害賠償請求権の行使に関し、東京電力の取り組みを含め、和解の仲介手続等について、一層の周知徹底を図ること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

あて

宮城県会議長 中 村 功

## 仮設住宅からの移転に関する費用等の制度化を求める意見書

東日本大震災の被災地では、プレハブ仮設住宅やいわゆるみなし仮設住宅から災害公営住宅や自力で再建した住宅等の恒久住宅への移転が開始されているが、危険区域以外の被災者の移転費用については災害救助法の対象とならず、負担が大きくなっていく。被災者が一日も早く安心して住み続けられる住まいを得るためにも、移転費用の負担軽減が必要である。

また、避難生活の長期化に伴い、貸主との契約が更新できなかつたみなし仮設住宅から別の仮設住宅への移転等、仮設住宅間での移転も生じており、さらに、今後、仮設住宅用地として借り上げた民有地の返還等に伴うプレハブ仮設住宅の集約化により、仮設住宅間での移転を余儀なくされる事例も想定されるなど、本来、行政が負担すべき、自己都合によらない移転費用についても災害救助法の対象とはなっていないため、被災市町は財源の確保に苦慮している。

よって、国においては、仮設住宅から災害公営住宅等の恒久住宅への移転に際し危険区域以外の被災者の負担軽減を図ること、また、自己都合によらない仮設住宅間の移転費用を支援する制度を確立するよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

宮城県議会議員 中 村 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
復興大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

あて

## 塩竈市浦戸諸島（無人島）における土砂流出等の防止対策に関する意見書

塩竈市浦戸諸島は、東日本大震災により甚大な被害を受け、無人島となつていくる鷺島、漆島、大森島、馬の背島の4島の農地海岸堤防も被災し、損壊した。

宮城県では東日本大震災からの復旧・復興の工事が進んでいるが、これら4島の農地海岸堤防の復旧工事については、現在、未着工のままであり、堤防の背後の耕作放棄地で営農再開も見込まれないことから、堤防の復旧事業の見直しが必要とされている。

しかし、このまま堤防の復旧工事が未着工の状態が続くと、大雨や波浪、高潮などにより、被災した堤防のさらなる破損が進むことで、背後地の土砂が海域に流出し、近接するカキなどの養殖漁業への悪影響や、土地の保全上の問題の発生、さらには特別名勝松島の景観悪化が懸念される。

よって、国においては、将来にわたる良好な養殖漁場の確保や特別名勝松島の景観の保持等を図るため、災害復旧予算による土砂流出等を防止する最低限の対策を認めるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

宮城県議会議員 安藤 俊威

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
復興大臣

あて

## 東日本大震災被災地の子どもを支援する事業の継続を求める意見書

東日本大震災から3年が経過し、震災により心に深い傷を負った被災地の児童生徒は、学校生活などにおいて落ち着きを取り戻しているように見えるが、中にはPTSDの症状がみられる児童生徒がいるなど、精神面での不安定さがみられることから、継続的な心のケアやきめ細かな教育的支援が必要となっている。

被災地の学校においては、児童生徒の心のケアや教職員・保護者等への助言、福祉関係機関等との連絡調整等、様々な課題に対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充が求められているが、震災以後、県内のスクールカウンセラーの数は足りておらず、不足分を県外のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保が難しい自治体もある。また、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等を行うための教職員の加配措置については、年度ごとに加配が認められている状況であるが、今後継続的な対応を行うことが必要である。

さらに、被災により就学困難となった幼児、児童及び生徒に就学支援等を実施するために活用されている被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業については、国の予算措置が平成26年度分までとなっているが、平成27年度以降も就学困難な児童生徒が相当数見込まれることから、事業の継続が必要である。

よって、国においては、被災地の子どもを支援するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 被災地のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、今後も継続して安定的な配置が可能となるよう、人的・財政的支援を継続すること。
  - 2 震災対応のための教職員の加配を年度ごとの措置とせず、心のケアが必要な児童生徒が見込まれる期間継続すること。
  - 3 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業を平成27年度以降も支援を必要とする児童生徒が見込まれる期間継続すること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

宮城県議会議長 安藤 俊威

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
復興大臣

## 復興交付金制度及び中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続と充実を求める意見書

復興交付金の計画期間は、東日本大震災復興交付金制度要綱により、平成23年度から平成27年度までの5年間とされているが、現地再建が困難で新たな移転先の造成が必要となるなど、被災地の復興には、今後相当の時間を要する状況となっている。

また、沿岸5市町を初めとする被災地では、区画整理事業などによる市街地再生を計画しているが、大規模な盛土造成が必要なことから、中小企業等グループ施設等復旧整備事業（以下「グループ補助金」という。）による工場等の建設が可能となるのは、早くても平成28年度以降となる見込みのところが多い。地盤のかさ上げやインフラ整備の遅れから、補助事業の採択を受けた事業者が事業着手できず、予算の繰り越しが避けられない状況である。

さらに、建築資材や人件費が日々高騰していることから、事業が遅れるほどに、補助事業の事業費も増加することとなり、当初予定された以上に事業者が負担せざるを得ない状況となっている。

よって、国においては、次の事項について実施するよう強く要望する。

- 1 平成27年度分までとなっている復興交付金計画期間を延長し、被災地が復興するまでの必要な期間とすること。
  - 2 採択済みのグループ補助金について、各自治体が策定した復興計画期間内は補助事業を実施できるような特別な措置を講ずること。
  - 3 新規に認定を受けるときのグループ形成の要件、運用等の改善を行うとともに、平成27年度以降にわたる制度継続の早期明示、又は被災地域の実情に応じた新たな支援制度の創設を行うこと。
  - 4 建築単価の高騰等による事情変更に対応するため、補助金の増額を伴う事業計画の変更を認めること。
- 右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

宮城県議会議長 安藤 俊威

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

## 指定廃棄物の最終処分場建設地選定についての意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した指定廃棄物の最終処分場建設問題については、これまで環境省が開催した市町村長会議において候補地の選定手順や手法、提示方法等が提案され、平成26年1月20日に栗原市の深山嶽、加美町の田代岳及び大和町の下原の3カ所を詳細調査候補地として示された。しかし、この候補地選定はあくまでも環境省等が設定した評価項目等を機械的に当てはめたものであり、選定に当たり当該候補地が抱える地域特性や実情が十分に配慮されていない。

候補地の3カ所は、いずれも水源地にあり、その下流域では、飲料水や農業用水として広く利用されており、候補地に選定されたことで、既に深刻な風評被害が生じている。

候補地の提示以来、3自治体においては処分場設置に反対する住民運動が活発化し、当該3市町議会における処分場建設に反対する意見書の可決や特別委員会の設置のほか、行政区長会や農協を初めとする各種団体等では次々と反対決議及び白紙撤回を求める署名活動が行われている。本来、この問題の本質は、原発事故を起こした東京電力と国の責任に属するものである。

一方、本県の各自治体には現在、放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の指定廃棄物が大量に一時保管され続けていることから、これら指定廃棄物の早期撤去と処分が急務となっており、一日も早い解決が望まれている。

環境省は、3候補地の詳細調査の結果を踏まえて最終的に候補地を1カ所に絞り込み、正式に公表しているが、処分場設置に住民は強い不安と様々な懸念を抱いており、現段階では3自治体は足並みをそろえることもできず、詳細調査に着手できるような状況ではない。

よって、国においては、詳細調査については、当該自治体及び地域住民の理解を得た上で着手することが大前提であり、事態を悪化させることがないよう、3候補地が国有地であることをもって、その前提がまま調査を強行しないよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

宮城県議会議長 安藤 俊威

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

環境大臣

復興大臣